

平成19年第2回大仙市議会定例会会議録第1号

平成19年6月12日（火曜日）

議事日程第1号

平成19年6月12日（火曜日）午前10時開議

第1 議席の一部変更

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定（16日間）

- 第4 議長報告
- ・専決処分報告（法第180条第1項関係）
 - ・平成18年度財団法人大仙市開発公社決算
 - ・平成19年度財団法人大仙市開発公社事業計画
 - ・平成18年度大仙市土地開発公社決算
 - ・平成19年度大仙市土地開発公社事業計画
 - ・株式会社TMO大曲第3期（平成18年度）決算
 - ・株式会社TMO大曲第4期（平成19年度）事業計画
 - ・西仙北温泉インター株式会社第8期（平成18年度）決算
 - ・西仙北温泉インター株式会社第9期（平成19年度）事業計画
 - ・株式会社協和リゾート管理公社第12期（平成18年度）決算
 - ・株式会社協和リゾート管理公社第13期（平成19年度）事業計画
 - ・株式会社協和振興開発公社第3期（平成18年度）決算
 - ・株式会社協和振興開発公社第4期（平成19年度）事業計画
 - ・太田町生活リゾート株式会社第15期（平成18年度）決算
 - ・太田町生活リゾート株式会社第16期（平成19年度）事業計画
 - ・平成18年度大仙市継続費繰越計算書

・平成１８年度大仙市繰越明許費繰越計算書

・例月現金出納検査結果

- 第 ５ 陳情の取り下げについて（陳情第４１号 ユメリアプール施設の存続に関するこ
とについて）（表 決）
- 第 ６ 議案第１１６号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について（説 明）
- 第 ７ 議案第１１７号 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい
て（説 明）
- 第 ８ 議案第１１８号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
（説 明）
- 第 ９ 議案第１１９号 大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について（説 明）
- 第１０ 議案第１２０号 大仙市南外ふるさと館条例の一部を改正する条例の制定につい
て（説 明）
- 第１１ 議案第１２１号 大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する
条例の制定について（説 明）
- 第１２ 議案第１２２号 大仙市招致外国青年住宅設置条例の一部を改正する条例の制定
について（説 明）
- 第１３ 議案第１２３号 大仙市督促手数料及び延滞金条例等の一部を改正する条例の制
定について（説 明）
- 第１４ 議案第１２４号 大仙市駐車場条例及び大仙市大曲駅自転車駐車場条例の一部を
改正する条例の制定について（説 明）
- 第１５ 議案第１２５号 大仙市公の施設の管理に係る指定管理者制度の導入に伴う教育
委員会関係条例の整備に関する条例制定について（説 明）
- 第１６ 議案第１２６号 大仙市史跡の里交流プラザ「柵の湯」条例の制定について
（説 明）
- 第１７ 議案第１２７号 大仙市仙北まがり家条例の制定について（説 明）
- 第１８ 議案第１２８号 大仙市仙北歴史民俗資料館条例の制定について（説 明）
- 第１９ 議案第１２９号 大仙市仙北民具資料館条例の制定について（説 明）

- 第 2 0 議案第 1 3 0 号 大仙市第三セクター運営観光施設等整備基金条例の制定について (説 明)
- 第 2 1 議案第 1 3 1 号 大仙市の債権の管理に関する条例の制定について (説 明)
- 第 2 2 議案第 1 3 2 号 大仙市八乙女交流センター条例の制定について (説 明)
- 第 2 3 議案第 1 3 3 号 字の区域の変更について (説 明)
- 第 2 4 議案第 1 3 4 号 字の区域の変更について (説 明)
- 第 2 5 議案第 1 3 5 号 平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について (説 明)
- 第 2 6 議案第 1 3 6 号 平成 1 9 年度大仙市一般会計補正予算 (第 2 号) (説 明)
- 第 2 7 議案第 1 3 7 号 平成 1 9 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) (説 明)
- 第 2 8 議案第 1 3 8 号 平成 1 9 年度大仙市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号) (説 明)
- 第 2 9 議案第 1 3 9 号 平成 1 9 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号) (説 明)
- 第 3 0 議案第 1 4 0 号 平成 1 9 年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号) (説 明)
- 第 3 1 議案第 1 4 1 号 平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (説 明)
- 第 3 2 議案第 1 4 2 号 平成 1 9 年度大仙市荒川財産区特別会計補正予算 (第 1 号) (説 明)
- 第 3 3 議案第 1 4 3 号 平成 1 9 年度大仙市峰吉川財産区特別会計補正予算 (第 1 号) (説 明)
- 第 3 4 議案第 1 4 4 号 平成 1 9 年度大仙市船岡財産区特別会計補正予算 (第 1 号) (説 明)
- 第 3 5 議案第 1 4 5 号 平成 1 9 年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算 (第 1 号) (説 明)

出席議員 (2 9 人)

1 番 橋 本 五 郎

2 番 佐 藤 文 子

3 番 小 山 誠 治

4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 藤 井 春 雄	6 番 杉 沢 千恵子
7 番 佐 藤 孝 次	8 番 高 橋 敏 英	9 番
1 0 番 千 葉 健	1 1 番 渡 邊 秀 俊	1 2 番 金 谷 道 男
1 3 番 斉 藤 博 幸	1 4 番 佐々木 洋 一	1 5 番 大 野 忠 夫
1 6 番 武 田 隆	1 7 番 菊 地 幸 悦	1 8 番 佐 藤 芳 雄
1 9 番 大 坂 義 徳	2 0 番 大 山 利 吉	2 1 番 門 脇 一 男
2 2 番 本 間 輝 男	2 3 番 藤 田 君 雄	2 4 番 高 橋 幸 晴
2 5 番 橋 村 誠	2 6 番 佐々木 昌 志	2 7 番 鎌 田 正
2 8 番 北 村 稔	2 9 番 竹 原 弘 治	3 0 番 児 玉 裕 一

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

市 長 栗 林 次 美	副 市 長 久 米 正 雄
教 育 長 三 浦 憲 一	代 表 監 査 委 員 田 牧 貞 夫
総 務 部 長 老 松 博 行	企 画 部 長 佐々木 正 広
市民生活部長 元 吉 峯 夫	健康福祉部長 深 谷 久 和
農林商工部長 藤 原 薫	建 設 部 長 柴 田 勝 三
病院事務長 富 岡 暁 雄	水 道 局 長 田 口 良 邦
教 育 次 長 相 馬 義 雄	教 育 次 長 今 井 聰
総 務 課 長 進 藤 雅 彦	

議会事務局職員出席者

局 長 田 口 誠 一	参 事 高 橋 薫
副 主 幹 伊 藤 雅 裕	副 主 幹 加 藤 博 勝
主 任 菅 原 直 久	

午前10時00分 開 会

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

これより平成19年第2回大仙市議会定例会を開会いたします。

市長から招集の挨拶があります。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 皆さん、おはようございます。

本日、平成19年第2回大仙市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案17件、単行案3件、補正予算10件の合計30件のほか、教育委員会委員の任命及び人権擁護委員の候補者の推薦に関する人事案件について、準備が整い次第、追加提案する予定であります。

各案件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、本年度の各部局ごとの主要事業の進捗状況並びに諸般の状況を報告いたしたいと存じますが、その前に（仮称）イオン大曲ショッピングセンターのその後の状況についてご報告いたします。

イオン大曲ショッピングセンターにつきましては、先の定例会で平屋建てのスーパーセンター方式から2階建てのモール型ショッピングセンター方式への変更及び2階建てに伴うエレベーターホールや通路等増により、延べ床面積が当初計画の50,800㎡から約62,000㎡への計画変更についてイオン株式会社から説明があった旨ご報告したところであります。

4月16日、施設計画の変更に伴う市の「地域の農業の振興に関する大仙市の計画、いわゆる27号計画の変更に関し、イオン株式会社と協議したところ、家電やホームセンター、カー用品の大型専門店の出店等により、延べ床面積が67,826㎡との説明がありましたが、市としては地元の商業者の理解を得るためにも面積の圧縮について要望したところであります。

5月16日、イオン株式会社より再検討した結果として、延べ床面積65,637㎡、店舗面積については当初計画の40,700㎡を圧縮し39,808㎡との提示があり、開発計画が進んでおりこれ以上の圧縮は困難との説明を受けたところであります。

しかしながら、ショッピングセンターが地域と共に発展していくためには、地元商業者の理解を得ることが必要であり、さらに店舗形態の変更及び面積増に対し大曲商工会議所から反対の意見もあることから、再度の見直しを私からも強く要望したところであります。これを受け5月24日、イオン株式会社の東北地区の開発責任者が来庁し、最終案として延べ床面積62,462㎡、店舗面積は農振除外時の40,700㎡から1,392㎡圧縮し、39,308㎡との計画変更の説明を受けたところであります。

当初計画と施設計画が変更となっておりますが、イオン株式会社として地元の人口構成や消費者ニーズの調査の結果を踏まえ、さらには県南唯一の映画館が閉館になるなど、当初計画時の平成16年当時とは地域環境も変化しており、これらを考慮した施設変更であること、また、雇用についても当初計画の1,000名から1,250名に拡大されたことや店舗面積も当初計画より圧縮されたことなどから一定の評価をしたところがあります。

国の品目横断的経営安定対策など新たな農業政策によって認定農業者や法人化組織、集落営農組織に国等の支援が特化し、より効率的な農業経営体が誕生する一方で農業従事者の余剰労働力が発生することとなります。このため農業従事者、特に若年農業者の雇用の場を確保することは、将来においても安定した農家を経営してゆくための最重要課題と考えており、雇用の場の確保の観点から、さらには開発計画に賛同し土地を提供する地元地権者等を考慮し、現計画を最終案として受け入れ、現在、県及び農政局との協議を進めているところであります。

新聞等で報道されているとおり、大曲商工会議所は「当初計画と大きく変更となっております承認できない」との方針を示しておりますが、市としてはご理解いただけるよう説明してまいりたいと存じます。

平成18年3月に策定いたしました市の総合計画の将来都市像であります「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」は、市内外との積極的な交流と連携のもとに交流人口の拡大を促進し、当市の発展を図ろうとするものであり、当該施設の建設により市外からの買い物客の誘致等、市経済、税収への波及効果など期待できるものと考えておりますので、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

それでは、各部局ごとの主要事業の進捗状況等についてご報告させていただきます。

はじめに、総務部関係について申し上げます。

公共施設の管理につきましては、現在569施設のうち111施設について指定管理者制度を導入しておりますが、他の施設についても施設のあり方や指定管理者制度への移行、各地域の自治会への譲り渡し等も視野に入れて庁内に検討チームを設置し、様々な角度から検討しております。

収納対策につきましては、4月に総務部内に部長職をトップとする「収納対策推進チーム」を設置いたしました。また、副市長を本部長とする「大仙市収納対策推進本部」を立ち上げ、財源確保及び市民の負担の公平性確保のため、市税及び税外収入の収

納率の向上に努めております。

次に、企画部関係についてであります。

地域公共交通対策につきましては、４月に地域交通対策チームを設置し、公共交通の空白地域の解消を視野に入れながら大仙市としての地域公共交通のあり方について１９年度中に一定の方向付けをすることとし、作業を進めております。

生活バス路線について、先の定例会でご報告した「高畑荒川線」に続き、２０年３月末には「湯の沢線」をはじめとする５路線を全面廃止、また「大曲造山線」をはじめとする４路線を一部廃止する予定であるとの連絡を羽後交通から受けております。市といたしましては、高齢化によりますます交通弱者が増えることが予想されることから、廃止予定路線については基本的に「存続」を希望しておりますが、現段階では厳しい状況から、生活バス路線の廃止への対応につきましては早急に検討してまいりたいと存じます。

市民から意見を伺う市民評価として昨年度から実施している行政評価につきましては、５月上旬に平成１８年度事業の二次調査を、また５月中旬には本年度の一次調査として新規事業・主要事業等７分野２３施策２７事業について、市民１，０００人及び希望者６人にアンケート用紙をそれぞれ送付したところであります。

市民賞につきましては、３月２日に贈呈した有坂直樹さんに続き、日本人女性として初めてＫ２登頂に成功した小松由佳さんに対し、５月１６日、多くの市民の参加をいただき贈呈させていただきました。

地域協議会につきましては、去る５月１６日、大曲市民会館等において委員研修会を開催いたしました。研修会では、市民賞を贈呈した小松由佳さんの記念講演会を行った後、委員が３つの分科会に分かれ、町内会やボランティア団体代表の体験発表をもとに「地域ができること、住民ができること」をテーマに意見交換を行ったところであります。

広告導入事業につきましては、１０月頃を目処に広報紙、ホームページへの導入について検討中であり、併せて封筒やチラシ等への広告掲載により印刷費の縮減についても取り組んでまいります。

国際交流につきましては、昨年訪韓した唐津郡から郡主等が訪問したいとの意向があり、去る４月６日、大仙市として正式な招待状を送付し、全国花火競技大会開催日である８月２５日から２７日の日程で調整しております。

なお、受け入れに係る経費について今次定例会に予算の補正をお願いしております。

韓国の青少年ツアーにつきましては、7月及び8月に小中学生4団体139名の来訪の打診がありましたが、今般この受け入れのため「韓国青少年交流委員会」を立ち上げております。

なお、昨日、韓国青少年北ソウル連盟事務局長が青少年ツアーの事前視察として本市を訪れ、同連盟と交流委員会との間で「青少年交流に関する覚え書き」を締結したところであります。

また、平成18年4月、日韓大綱引き文化交流として韓国を訪問した際、国際アジア民俗学会の当市での開催の打診があり、庁内で検討した結果、大仙市を広く内外にPRする機会ととらえ、開催する方向で検討してまいったところであります。昨年10月中国で開催された同学会で、平成20年度の総会を大仙市で開催することが決定したとの連絡を受けておりますので、開催に向け早急に具体的な内容を詰めてまいります。

なお、本市における国際交流事業が拡大していることから、国際交流に関する担当部署の一元化・強化を図ってまいりたいと考えております。

男女共同参画事業につきましては、市内の事業所における現状と課題を把握するため、480の事業所に対しアンケート調査票を発送したところであり、その結果を分析後、事業推進に反映させてまいります。

今後は、さらに広く男女共同参画社会の実現に向けての気運醸成を図るため、内閣府と共催による男女共同参画宣言都市奨励事業により、男女共同参画宣言都市を目指してまいります。

このため、公募を含めた市民による「宣言都市記念事業実行委員会」を立ち上げ、事業の企画・運営とともに宣言文の起草も検討していただきたいと考えております。

また、この事業の一環として、11月に大曲中央公民館を会場に内閣府男女共同参画局長の板東久美子氏を迎え「男女共同参画宣言都市記念フォーラム」の開催を予定しております。

秋田わか杉国体につきましては、去る4月13日、大仙市実行委員会第1回総会を開催し、事業計画、予算及び大会開催要項をご承認いただき、現在、施設整備・仮設物設置等の発注や実施本部体制整備などの作業を進めており、今月中に大会スタッフの委嘱を行い、説明会等具体的な準備に入る予定であります。

また、先般、第48回都道府県対抗なぎなた競技大会視察のため次期国体開催地大分

県日出町を訪問し、競技役員・選手・監督の方々に秋田わか杉国体のご案内をしたところであり、国体本大会では来場の皆様に喜んでいただけるよう準備に万全を期してまいりたいと存じますので、市民並びに議員各位のさらなるご支援、ご協力をお願いいたします。

次に、市民生活部関係についてであります。

交通安全対策につきましては「新入学期の交通安全運動」と「春の全国交通安全運動」の期間中、新入学児童全員に反射材のリストバンドを配布するとともに、交通指導隊、関係機関、団体による巡回指導や街頭キャンペーンを実施し、交通安全思想の啓蒙及び事故防止の啓発に努めております。

また、高齢者の交通事故撲滅を図るため、大仙警察署と合同で「高齢者交通安全大学」を開設するとともに、市内の交通安全施設をはじめ危険箇所の巡回点検を実施しております。

防犯活動につきましては、青色回転灯装着車によるパトロールをさらに強化し、子どもの安全確保を図るとともに、犯罪抑止のためのパトロールの強化や鍵かけの励行など防犯意識の高揚に努めてまいります。

消防につきましては、梅雨や台風などによる出水に備え、水防技術の向上と体制の強化を図るための水防訓練を去る6月3日に雄物川河川敷で実施し、7月21日には雄物川河川敷で消防訓練郡大会が開催される予定であります。

防災につきましては、昨年度に策定した大仙市地域防災計画に基づき、大災害時における必要となる食糧や生活必需品、救助資機材などの迅速な物資調達のため、また、広い駐車場を付近住民や通行車両の一時的な避難場所として活用できるよう、市内のスーパーセンター、量販店及びホームセンター等から災害時応援協定事業所になっていただくための作業を進めております。

また、神奈川県座間市との災害時相互応援協定に基づき「災害対策連絡会議」が去る5月9日に座間市役所で開催され、両市の地域防災計画の内容や緊急連絡体制について意見交換を行っております。

AED（自動体外式除細動器）につきましては、現在、全国的に配備が進み救命された事例が報道され、地域協議会など市民からも救命体制充実への強い要望があることから、市内のスポーツ施設や市民会館、公民館、小中学校など87カ所に国体開催前には配備をすることとし、今次定例会に予算の補正をお願いしております。今後は、教職員、

スポーツ少年団の指導者、各施設職員及び消防団員等を対象としたAED使用講習会を実施してまいります。

国民健康保険事業の平成18年度決算見込みにつきましては、実質収支で7,610万円の黒字であります。平成17年度の繰越金1億7,092万円及び財政調整基金3億1,569万円を投入していることから、実質単年度収支では4億1,051万円の赤字決算となる見込みであります。

このため19年度の国民健康保険税は税率の引き上げが避けられない状況であります。被保険者の急激な負担増とならないよう、医療分については所得割を9.0%から1.0ポイント引き上げ10.0%とし、均等割についても1万8,000円から3,000円引き上げ2万1,000円にさせていただき、平等割及び介護分については据え置きたいと存じます。

なお、財源の不足分につきましては、前年度繰越金及び基金の取り崩しで対処したいと考えております。

今後の国民健康保険事業の運営につきましては、財政調整基金の保有額が平成19年度末には1億3,743万円と残りわずかとなる見込みであり、大変厳しい状況になっていることから、医療費及び所得の状況等を見定め、必要に応じ税率の調整が必要になると考えております。

家庭ごみの有料化につきましては、国の基本方針も踏まえ、経済的な動機付けを活用したごみ減量化手法の一つとして、昨年度から美郷町と検討協議してまいりました。

ごみの減量化、再資源化につきましては、大仙美郷環境事業組合処分場、リサイクルプラザの建設により環境を整備し、市広報などにより減量の啓蒙をしてまいりましたが、ごみ排出量は平成14年度が35,080t、16年度が35,952t、18年度が37,430tと増え続け、歯止めがかからない状況であります。

家庭ごみの有料化を実施している他市町村のごみ排出量の推移を見ますと、有料化後にごみの減量化、再資源化の進展が顕著であることから、本市としても家庭ごみの有料化により減量化、再資源化を図りたいと考えております。

今回の有料化の対象は「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」で、指定ごみ袋に手数料を上乗せして販売する単純従量制、いわゆる手数料前納方式を想定しております。

また、手数料の額については、ごみ処理施設建設費を除くごみ処理経費とごみ収集運搬費から再資源化物の売払い収入などを差し引いた額の一定割合と、ごみ袋製造実費の

合算額で設定したいと考えております。

今後の予定としては、平成20年度からの有料化に向けて6月下旬から全市で住民説明会を開催し、ここでいただいた意見を今後策定する「ごみ有料化計画」に反映し、その後、大仙市廃棄物減量等推進審議会に諮り、市議会とご協議の上、本年第3回定例会にごみ処理手数料に係る議案を上程したいと考えております。

大仙美郷環境事業組合が実施主体の最終処分場整備事業につきましては、5月末現在の進捗率が全体の27.0%で、来年3月の完成を目指し順調に推移しております。現在、貯留設備の基礎となる底版のコンクリート工事を行っており、8月には貯留設備が完成し、その後、被覆設備工事を行い、降雪前までに屋根を架け、12月からは遮水シートなどの屋内工事を行う計画となっております。

次に、健康福祉部関係についてであります。

要保護児童への支援体制につきましては、去年の事件を踏まえ「大仙市要保護児童対策地域協議会」を設置し、去る4月27日に第1回目の会議を開催しております。

18年度から2カ年事業で建設中の西仙北地域の統合保育園につきましては、5月末現在の本体工事の進捗率が48.43%となっており、6月中に外構工事の発注を予定しております。

なお、通園バスや保育備品購入費等について、今次定例会に予算の補正をお願いしております。

園児の感染症予防対策として、オゾンエアータオルを5月25日までに公立保育園9園に37台設置いたしました。大曲保育会の各保育園においても同様にオゾンエアータオルの設置を進めていると伺っております。

大曲保育会が実施主体の大曲北保育園乳児室拡張事業につきましては、今般、国庫補助内示がありましたので、本事業に係る補助金につきまして今次定例会に予算の補正をお願いしております。

これまでNPO法人「大曲ふれあい会」が運営しておりました飯田地内の精神障害者小規模作業所につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い、新たに4月1日から市の「地域活動支援センター」として同法人に事業を委託し、実施しております。

市社会福祉協議会が整備を進めておりました指定障害福祉サービス事業所「まつくら分場しみず」につきましては、4月23日に開所しております。

社会福祉法人あけとおりが開設を進めておりました特別養護老人ホーム「テンダー

ヒルズ」につきましては、6月1日に開所しております。

社会福祉施設等の法人化につきましては、昨年度策定しました「法人化実施計画」に基づき、平成20年度から25年度までの6年間で公立の施設を法人立に順次移行していくこととしております。本年度は、今次定例会に資料として提出させていただいております法人化推進年間スケジュールにより、介護保険施設と保育所・幼稚園のそれぞれに法人設立準備委員会を立ち上げ、法人設立認可及び設立法人への移譲に向けた諸準備を進めてまいります。

次に、農林商工部関係についてであります。

水田の春作業につきましては、4月下旬に入ってから降雨が続いたことから耕起作業が例年より遅れて始まったものの終了は平年並みの5月9日となり、田植え作業は5月16日から始まり5月27日には終了しております。

また、直播栽培の播種作業は平年並みの5月14日に盛期を迎え、終期は3日遅れの5月20日となっております。

米の生産調整につきましては、新たな米政策のもと国から県を通じて提供された本市の平成19年産米の需要量に関する情報によりますと、前年度の生産目標数量より168t増の7万4,392t、123万9,000俵あまりで、3月から4月にかけてJAをはじめとする18の生産調整方針作成者から対象農家に通知されております。5月末までに水稻生産実施計画及び水田農業構造改革交付金等営農計画を取りまとめ、6月中旬から全市一斉に転作確認事務に入ることとしております。

本年度から本格的に始まった「品目横断的経営安定対策」の対象となる担い手の確保状況につきましては、5月末現在、認定農業者が915経営体、農業法人が28経営体、集落営農組織が64経営体となっております。

今後は「集落営農・法人化支援センター」を中心に、県やJAと一体となり、認定農業者や設立した組織への支援として、ワンストップ対応の農業相談窓口や農業なんでも相談会を開催するなど、引き続き担い手の確保育成に取り組んでまいります。

また、「品目横断的経営安定対策」と両輪をなす「農地・水・環境保全向上対策」につきましては、4月から管内122の組織において順調に活動が始まっており、組織により内容は異なるものの地域のクリーンアップや農業者を中心とした水路浚渫、施設の補修等の活動が実施されております。

今後は非農業者も活動に加わり、花卉の植栽や生態系保全作業などの活動が始まるこ

とから、本対策の主旨である「地域住民の積極的な交流と一体的な取り組み」により、農村環境の保全、向上が図られるものと期待するものであります。

市営放牧場の利用状況につきましては、本年度から南外地域の大畑深山放牧場を廃止して、大曲、神岡、西仙北及び協和地域の4カ所に放牧しており、現在、市外からの利用25頭を含め和牛153頭、乳牛19頭の合計172頭を放牧しております。

ハローワーク大曲管内の平成18年度卒業の高校生の就職状況につきましては、就職希望者351人に対し4月末現在で就職者が341人で、97.2%の就職率となっております。このうち県内就職者は239人で全就職者の70.1%、県外就職者は102人で全就職者の29.9%となっており、過去10年間で県内就職率が一番低い数値となっております。

また、大曲雇用開発協会が実施している高校生向けの県南地区職場研修事業に本年度から大仙市も加わり、仙北地域振興局、仙北市及び美郷町と連携を取りながら早期離職対策の一環として事業に取り組んでまいります。

商興振興につきましては、花火通り商店街に空き店舗を利用した衣料品店が去る4月15日に新規開店し、商店街等新規開店助成金を交付しております。

また、商店街環境整備事業費補助金については20団体が利用しております。

商工会の合併につきましては、大仙市地区商工会合併推進協議会において協議を進めたものの、目標とされていた平成19年4月の合併は見送られ、本年5月に行われた各商工会のそれぞれの総会において、引き続き平成20年4月の合併に向け協議を継続することが確認されております。

企業誘致につきましては、4月から企業対策班を新たに設け、5月末までに12社の市内企業を訪問し、規模拡大や新規の立地などの情報収集を行っております。また、雇用促進のため企業訪問として、仙北地域振興局、ハローワーク大曲及び本市の三者で14社を訪れ、市の制度紹介と併せて規模拡大、新規雇用につながるよう働きかけております。

次に、建設部関係についてであります。

道路整備につきましては、市単独事業の新設及び改良事業61路線のうち12路線について発注済みであり、今後、設計業務が完了次第、順次発注の予定であります。

また、地方道路交付金事業及び地方特定道路整備事業につきましては、7路線のうち2路線について発注済みであります。

大曲駅前第二地区土地区画整理事業の建物移転につきましては、中通町及び丸の内町の移転対象物件の各権利者と交渉中であり、交渉が整い次第、区画道路工事や宅地造成に着手してまいります。

工事関係につきましては、昨年度に引き続き中通こ道橋新設工事を実施中であります。

都市再生住宅の建設につきましては、建設工事が複数年度にわたるため、事業費の総額、設計の概要及び事業完了の予定時期等について国への全体設計承認を申請中であり、承認を受け次第、補助金の交付申請手続きの予定であります。

まちづくり交付金事業につきましては、神岡地域において市道駅北線改良工事及び北口交番広場整備工事を6月下旬に発注する予定であります。

中仙地域の駅前広場整備に伴う用地買収については、地権者であるJ A秋田おぼこ及びJ R秋田支社と現在、協議・交渉中であり、協和地域の羽後境駅周辺地区については、市道荻谷沢線整備工事を7月下旬に発注の予定であり、現在、設計作業を進めております。

地域住宅交付金事業の対象である福見町市営住宅の下水道切替工事につきましては、7月上旬の県の交付決定を待って発注できるよう、積算・設計作業を進めております。

大曲地域の総合公園整備事業につきましては、交流ゾーン整備工事及び電気設備工事を6月下旬に、また、水辺の楽校施設整備工事についても6月下旬に発注の予定であり、現在、積算・設計作業を進めております。

このほか、仙北ふれあい公園事業の第3駐車場整備工事、南外ふれあいパーク事業の池外周安全柵設置工事につきましても、同様に6月下旬の発注予定で準備を進めております。

公共下水道につきましては、本年度計画延長6.7kmのうち2.8kmが発注済みであります。なお、平成18年度末の公共下水道事業の整備済み面積は1,124haで、整備率47.8%、汚水管渠延長203km、普及率は30.9%であり、水洗化戸数は6,470戸、水洗化率は61.5%となっております。

農業集落排水事業につきましては、継続事業であります7地区の整備を順次発注の予定であります。なお、今次定例会に太田今泉地区及び大曲西部地区の供用開始に伴う議案を上程しております。

次に、国、県関係工事についてであります。

国道13号大曲バイパス4車線化工事につきましては、現玉川橋の耐震補強・継ぎ足

し工事等を実施し、本年度中に全線供用開始の予定であります。現在は片歩道であり、残りの歩道につきましては平成20年度からの事業と伺っております。

国道13号神宮寺バイパス事業につきましては、引き続き用地買収を進めるとともに大浦跨線橋の上部工工事等が施工される予定であります。このほか、本年度中に玉川橋から県道土川神岡線交差点間3.3kmの暫定供用が開始されると伺っております。

土買川築堤事業に伴う水尺橋架け替え工事につきましては、床版工、取付道路、旧橋撤去を実施し、本年度内には全工事が完了する予定と伺っております。

雄物川中流部緊急対策特定区間事業につきましては、福部羅地区と強首地区の家屋移転が本年度中に完了となるほか、築堤等の工事を行う予定と伺っております。

大曲橋架け替え事業につきましては、昨年度に引き続き用地買収と建物移転補償を進める予定と伺っております。

主要地方道湯沢雄物川大曲線の角間川工区につきましては、用地買収及び建物移転補償を本年度で完了し、平成20年度供用開始に向けて全線にわたり施工する予定と伺っております。

国道105号四ツ屋地区道路改築事業につきましては、県道国見大曲線の交差点までの1.67km間について事業説明会を行い、引き続き用地調査を行う予定と伺っております。

県道土川中仙線道路改築事業につきましては、主要地方道本荘西仙北角館線の交差点から中仙方面に向かう延長824mについて用地調査と用地買収を行う予定と伺っております。

次に、水道局関係についてであります。

上水道事業につきましては、飯田大道端地区配水管改良工事延長320m及び若竹町地区配水管改良工事延長104mを、また、業務委託として昨年度に引き続き12,784戸の漏水調査及び配水管延長19,360mの配水管台帳図補正を、それぞれ5月下旬に発注済みであります。

簡易水道事業につきましては、西仙北地域の大沢郷地区統合簡易水道事業の総事業費がダム負担金も含め25億1,608万円で、管路工の総延長は58,403mであります。本年度から平成23年度までの5カ年間で完成を目指し、現在浄水場の機械設備の仕様等について最終検討を進めており、準備が整い次第工事発注する予定で、今次定例会に工事請負費の継続費と本年度の年割額に係る予算の補正をお願いしております。

西仙北地域の刈和野地区、中仙地域の入角地区、仙北地域の戸地谷地区及び仙北南地区の簡易水道整備事業並びに西仙北地域の水尺橋架け替え事業に伴う配水管布設工事につきましては、現在それぞれの実施設計業務を行っており、完了次第順次発注の予定であります。

次に、教育委員会関係についてであります。

昨年度、学校づくり将来構想検討委員会からいただいた意見・提言をもとに策定した「新しい時代の学校教育だいせんビジョン」につきましては、今月から各地域協議会に説明に回り、大仙市の学校教育、教育環境の将来の方向性について、地域の皆様と一緒に考えてまいりたいと存じます。

子どもたちの基本的な生活習慣や学習習慣の定着・向上を図る「心ふれあうさわやか大仙事業」につきましては、第1弾としての「おはようプロジェクト」を新学期にあわせて全市で実施しております。同事業のポスターは、学校だけではなく市の施設や各事業所の協力を得て掲示したほか、市の広報にも掲載するなど全市に挨拶の花を咲かせることを呼びかけております。今後は、子どもたちによる企画で事業を展開してまいりたいと考えております。

生涯学習の推進につきましては、本年度から新たな国の補助事業となりました「放課後子どもプラン」のうち、文科省が所管する「放課後子ども教室推進事業」について、ボランティア団体等の協力をいただきながら、安心・安全な子どもの居場所づくりに努めてまいります。

また、社会教育施設で開催している各種講座、スポーツ、サークル等を紹介する「大仙市生涯学習ガイド2007」を関連施設に配布し、年間を通じた学習情報の提供に努めております。

市内民謡愛好家のご協力をいただきながら、8地域で開催する出前民謡「ふるさと民謡めぐり」につきましては、去る4月15日大曲公演を開催し、高齢者を中心に約500名の愛好者からご来場をいただいたところであり、10月以降は各地域公民館や市民会館などを会場に、順次開催の予定であります。

スポーツ振興につきましては、昨年度からスタートした総合型地域スポーツクラブ「大曲スポーツクラブ」が、現在フリーパス会員57名、一般会員81名、ファミリー会員41名の参加で「体験チャレンジスポーツ」をキャッチ・フレーズに、グラウンド・ゴルフやラージ卓球等を実施しております。

大曲南外地区の学校給食につきましては、新築の給食センターでの業務を開始しておりますが、強化磁器食器や温かい食事も好評で、保護者の方々からも高い評価をいただいております。また、業務開始以来、市内小学校のフィールドワークによる施設見学や各種団体による見学の申し込みが予想以上に多く、食への関心の高さが伺われ「食育」の拠点施設としての役割を担っているところであります。

総合図書館につきましては、基幹となる大曲図書館で小中学校等に対し6月から図書の団体貸出を実施しております。また、蔵書の充実を図るため、市民から家庭に眠っている本の寄贈を募ることを計画しております。

総合市民会館事業につきましては、去る6月2日に「薪能公演」が唐松城能楽殿を会場に、また、翌6月3日には「秋田おばこ節全国大会」が大曲市民会館を会場に、それぞれ開催され盛会のうちに終了いたしました。

次に、平成18年度の一般会計、特別会計及び企業会計の決算状況につきまして、その概況を申し上げます。

一般会計は、実質収支で約13億8,100万円の黒字決算となる見込みであります。これは、暖冬による除雪経費の減少と歳出における一般経費の節減に努めたことが主な要因であります。

実質収支は黒字であります。財政調整基金より5億6,972万9,441円を繰り入れるなどしており、実質単年度収支では赤字の見込みであります。

特別会計の中の国民健康保険事業特別会計の事業勘定については、実質収支で約7,600万円の黒字決算となる見込みであるほか、国民健康保険事業特別会計の診療所勘定、学校給食事業特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、特定地域生活排水処理事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計、老人デイサービス事業特別会計及び各財産区特別会計で黒字決算となっております。

老人保健特別会計は黒字決算であります。繰越金を財源とする過年度分医療費等の精算に伴う補正予算を今次定例会にお願いしておりますので、精算後における収支はゼロになるものであります。

このほか特別会計の実質収支は、ゼロとなっております。

また、企業会計の決算状況では、水道事業会計が収益的収支において1億3,900万円の純利益があり、病院事業会計の収益的収支は800万円の黒字決算となっております。

ます。

平成１９年度がスタートし２カ月が経過いたしました。４月には「収納対策チーム」や「地域交通対策チーム」「企業対策班」の設置等組織の見直しを図るとともに、４月１３日から市の主要課題や主要事業等２１項目についてスプリングレビューを実施いたしました。この中で「公共施設の見直し」や「収納対策の推進」「出資法人等の経営改革」「公共交通システムの構築」「国際交流」「家庭ごみの有料化」「福祉施設等の法人化推進」等について、それぞれ、事業の方向付けを行ったところであります。

また、合併時「合併後調整する」としておりました保育園負担金や幼稚園使用料、下水道使用料及び簡易水道使用料等につきましては、適正な受益者負担のあり方について早急に検討を進めるよう指示したところであります。

財政状況は非常に厳しい状況にありますが、市民が安心して暮らせる地域を構築するため、一つ一つの課題にできるだけ早く的確に対応してまいりたいと存じますので、市民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶並びに諸般の報告とさせていただきます。

以上です。

午前１０時５２分 開 議

○議長（橋本五郎君） これより本日の会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 本日の議事は、議事日程第１号をもって進めます。

○議長（橋本五郎君） 日程第１、議席の一部変更についてを議題といたします。

議員の所属会派の異動に伴い、会議規則第４条第３項の規定により、議席の一部を変更いたしたいと思います。

お諮りいたします。議席の一部変更につきましては、お手元に配付の議席の変更一覧表のとおりにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、議席の変更一覧表のとおり議席を変更することに決しました。

それでは、変更になった諸君はただいま決定いたしました議席にそれぞれお着き願

ます。

議席の移動のため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 53 分 休 憩

午前 10 時 58 分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、議長において、10 番千葉健君、11 番渡邊秀俊君、12 番金谷道男君を指名いたします。

○議長（橋本五郎君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 6 月 27 日までの 16 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって会期は、16 日間と決定いたしました。

○議長（橋本五郎君） 日程第 4、この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分の報告 1 件、同法第 243 条の 3 第 2 項の規定による公社並びに第三セクターにかかわる平成 18 年度決算及び平成 19 年度事業計画、同法施行令第 145 条第 1 項及び第 146 条第 2 項の規定による平成 18 年度大仙市継続費繰越計算書、平成 18 年度大仙市繰越明許費繰越計算書が市長から、地方自治法第 235 条第 3 項の規定による例月現金出納検査結果が市代表監査委員からそれぞれ提出されましたので、これを別紙お手元に配付しており、報告いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第 5、陳情の取り下げについてを議題といたします。

本件は、目下、企画産業常任委員会に付託審査中となっておりますが、陳情第 41 号、ユメリアプール施設の存続に関する陳情書について陳情者より取り下げ願いが提出されたものであります。

お諮りいたします。本件は願いのとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件の取り下げ願いは、承認することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第6、議案第116号から日程第35、議案第145号までの30件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君）【登壇】 それでは、ご説明申し上げます。

はじめに、お手元の資料のうち、No. 1の議案書の綴りをご覧いただきたいと思います。

最初に、1ページと2ページでございます。

議案第116号、大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

市の選挙における投票所の投票管理者等の報酬日額につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定に準じてこの条例に定めておりますが、法律の一部が改正され、国会議員等の選挙の場合の報酬日額が改正されたことから、これに倣い議案記載のとおり一律に100円を減じるもので、公布の日から施行するものであります。

次に、3ページと4ページになります。

議案第117号、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、療養給付費等の伸びを勘案し、国民健康保険税率を引き上げるとともに国民健康保険税の軽減措置について、税率改正に伴う軽減額の改正を行うものであります。

改正の内容であります。所得金額に対して按分する所得割の税率について、現行の100分の9.0から1ポイント引き上げ100分の10.0とするほか、国民健康保険の被保険者に対して按分する被保険者均等割額について、現行1万8,000円から3,000円引き上げ2万1,000円とするものであります。

また、被保険者均等割額の税率の引き上げに伴い、一定の所得金額以下の方に対して行う7割・5割・2割の軽減額を改正するもので、公布の日から施行し、平成19年4

月１日から適用することとしており、改正後の規定は平成１９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものであります。

次に、５ページと６ページになります。

議案第１１８号、大仙市手数料条例の一部を改める条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、租税特別措置法の一部改正に伴い、優良宅地及び住宅認定の申請に対する審査手数料の規定で、同法を引用している部分に号ずれが生じたことから所要の改正を行うもので、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであります。

また、別表の項番号について枝番号が混在していることから枝番号を廃し、連番とする改正を併せて行うもので、公布の日から施行するものであります。

次に、７ページから１０ページまでとなります。

議案第１１９号、大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、現在施行中の太田今泉地区及び大曲西部地区の農業集落排水施設の供用を開始するため、当該施設の名称、処理場の位置、処理区域及び使用料を規定するものであります。

施設の名称、処理場の位置、処理区域は、それぞれ議案記載のとおりであり、使用料は太田今泉地区については太田地域の既存の農業集落排水施設と同様に重量制で同額とし、大曲西部地区については上水道給水世帯等にあつては大曲地域の公共下水道と同様に重量制で同額、上水道給水以外の世帯等にあつては大曲地域の他の農業集落排水施設と同様に定額制で同額とするものであります。

なお、使用料につきましては、今後数年をかけて全市で統一したい考えであり、今般は暫定措置として各地域の現行料金によることとしたものであります。

このほか、太田今泉地区の処理区域の設定に伴う横沢地区農業集落排水施設の処理区域の整理を行い、それぞれの供用開始に合わせ、太田今泉地区に係る規定は平成１９年７月２日から、大曲西部地区に係る規定は平成１９年１０月１日から施行するものであります。

次に、１１ページから１３ページまでとなります。

議案第１２０号、大仙市南外ふるさと館条例の一部を改正する条例の制定について、

ご説明申し上げます。

本案は、南外地域の大仙市南外ふるさと館の管理について、今般、指定管理者制度を導入することとし、必要な事項を定めるとともに所要の文言整理を行い、公布の日から施行するものであります。

次に、１４ページと１５ページになります。

議案第１２１号、大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、平成１９年３月１５日に発生した火災による大曲地域の丸の内児童館の焼失に伴い、同児童館を廃止することとし、同児童館に関する規定を削除するもので、公布の日から施行するものであります。

なお、児童館跡地には、地元町内会により町内会館が建設されることとなっております。

次に、１６ページと１７ページになります。

議案第１２２号、大仙市招致外国青年住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、市内各小中学校の外国語指導助手、いわゆるＡＬＴの入居用に設置した協和地域の招致外国青年住宅の使用料について、協和地域の類似市営住宅の家賃に比べ格安であること、また、他地域に住むＡＬＴの住宅家賃と比較しても格安であるため、著しく均衡を欠き待遇に差があることから、協和地域の類似市営住宅の家賃及び他地域のＡＬＴの住宅事情などを考慮し、使用料を３万４，８００円に改定するほか、所要の文言整理を行い、平成１９年８月１日から施行するものであります。

次に、１８ページから２１ページまでとなります。

議案第１２３号、大仙市督促手数料及び延滞金条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、市税以外の公法上の収入金に係る延滞金について、収納対策の一環として徴収事務を簡素化、円滑化するため、今般、当該延滞金の額の計算方法を市税に係る延滞金の例に統一するものであります。

あわせて、大仙市督促手数料及び延滞金条例を引用して督促手数料及び延滞金を規定している個別の条例における条文表現を統一するほか、暫定施行条例において督促手数料及び延滞金に係る旧市町村条例を引用している条文や独自の計算方法を規定している

条文について、適用に疑義の生じないように削除するもので、平成１９年７月１日から施行し、平成１９年７月１日以後に課す収入金に係る延滞金から適用するものであります。

次に、２２ページから２５ページまでとなります。

議案第１２４号、大仙市駐車場条例及び大仙市大曲駅自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

市が設置する駐車場及び大曲駅自転車駐車場の管理につきましては、指定管理者制度を導入できることとしておりますが、今般、指定管理者に管理及び運営を行わせる場合について利用料金制度を新たに導入することとし、必要な事項を定めるとともに所要の文言整理を行うもので、公布の日から施行するものであります。

次に、２６ページから３８ページまでとなります。

議案第１２５号、大仙市公の施設の管理に係る指定管理者制度の導入に伴う教育委員会関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、大仙市協和多目的交流施設などの教育委員会所管施設の管理について、今般、指定管理者制度を導入することとし、関係条例９本について所要の規定の整備を行い、公布の日から施行するものであります。

次に、３９ページから４４ページまでとなります。

議案第１２６号、大仙市史跡の里交流プラザ「柵の湯」条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、仙北地域の史跡の里交流プラザ「柵の湯」の管理について、今般、指定管理者制度を導入することとし、利用料金、管理の基準等必要な事項を定めるほか、これまで規則で定めていた事項のうち使用許可、使用料の減免等の所要事項を条例規定するものであります。

また、使用料については、大仙市史跡の里交流プラザ「柵の湯」使用料徴収条例により規定しておりましたが、この条例に一本化し、附則において同条例を廃止するもので、公布の日から施行するものであります。

次に、４５ページ・４６ページになります。

議案第１２７号、大仙市仙北まがり家条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、仙北地域の大仙市仙北まがり家の管理について、今般、指定管理者制度を導入することとし、必要な事項を定めるほか、所要の文言整理を行い、公布の日から施行するものであります。

次に、４７ページと４８ページになります。

議案第１２８号、大仙市仙北歴史民俗資料館条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、仙北地域の大仙市仙北歴史民俗資料館の管理について、今般、指定管理者制度を導入することとし、必要な事項を定めるほか、所要の文言整理を行い、公布の日から施行するものであります。

次に、４９ページ・５０ページとなります。

議案第１２９号、大仙市仙北民具資料館条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、仙北地域の大仙市仙北民具資料館の管理について、今般、指定管理者制度を導入することとし、必要な事項を定めるほか、所要の文言整理を行い、公布の日から施行するものであります。

次に、５１ページ・５２ページになります。

議案第１３０号、大仙市第三セクター運営観光施設等整備基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、市が出資する第三セクターが市の指定管理者の指定を受けて運営する観光施設等について、施設の整備等を必要とする場合の費用に充てるため、第三セクターからの寄付金を原資として基金を設置するものであります。

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとするほか、基金の管理等必要な事項を定め、公布の日から施行するものであります。

次に、５３ページと５４ページになります。

議案第１３１号、大仙市の債権の管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、収納対策の一環として市の債権を適正に管理するため、当該管理に関する事務について国や他団体の先進事例を参考として必要な事項を定めるものであります。

条例の内容であります。市長の責務として法令等に基づき、市の債権の適正な管理に努めるほか、債権者の状況や滞納理由などの把握に努め適切な措置をとることを明示しております。

また、公法上の債権と同様に私法上の債権に係る督促についても履行期限後２０日以内に督促状を発することとしたほか、市の債権を一元的に管理できるよう台帳を整備することとしております。

このほか、市の債権については法令等の規定に基づきその収納に努めるものでありますが、何らかの理由で消滅時効が完成した場合、公法上の債権については債務者の時効の援用を待たずに債権は消滅しますが、私法上の債権については債務者が援用しなければ時効の効力を生じないことから債権は消滅しませんが、債務者に履行の意思がなければ事実上収納は不可能となります。したがって、このような場合には最終的に債権を放棄せざるを得ず、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決事件となりますが、債務者に履行の意思がないことが確認できるとき、また、所在不明等で債務者の意思が確認できないときは、議会で審議していただく実益に乏しいことから、条例規定に基づき市長の判断で債権を放棄できることとさせていただくものであります。

また、債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価格が強制執行した場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び大仙市以外のものの債権の金額の合計額を超えないと見込まれるときも同様に債権を放棄できることとするもので、公布の日から施行するものであります。

次に、55ページから59ページまでとなります。

議案第132号、大仙市八乙女交流センター条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、現在、大規模改修工事中の八乙女青年の家について、改修後は青年のみならず広く市民を利用対象とした施設とすることからその名称を変更し、社会教育法に基づく新たな施設として設置するものであります。

また、施設の管理については指定管理者制度の導入を視野に入れ必要な規定を整備するもので、使用料については県内の同種の施設を参考に議案記載のとおりとし、平成19年9月1日から施行するものであります。

なお、これに伴い、現行の大仙市立八乙女青年の家条例は附則において廃止するもので、これに係る施行日は公布の日としております。

施設の概要につきましては、本館が鉄筋コンクリート造3階建てで延べ床面積が1,827.66㎡、体育館が鉄骨造平屋建てで延べ床面積が1,088.82㎡、主な改修点は床段差を解消するなどのバリアフリー化、耐震補強の実施、宿泊室を8人部屋から2人部屋にしたことなどとなっております。

次に、60ページから62ページまでとなります。

議案第133号、字の区域の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、南外地域の経営体育成基盤整備事業（区画整理型）及水地区の施行に伴い、同地区の字の区域を変更する必要があるため、秋田県知事から字界変更の依頼がありましたので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決をお願いするものがあります。

次に、63ページと64ページになります。

議案第134号、字の区域の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、仙北地域と美郷町の千畑地域における経営体育成基盤整備事業（区画整理型）土崎・小荒川地区の施行に伴い、仙北地域の字の区域を変更する必要があるため、秋田県知事から字界変更の依頼がありましたので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に、65ページになります。

議案第135号、平成19年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、既に議会の議決をいただいている平成19年度一般会計からの事業資金繰入額の上限に変更が生じたので、地方財政法第6条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

変更額についてであります。西仙北地域の大沢郷地区簡易水道施設整備事業費の補正及び継続費の設定に伴い、繰入額の上限を169万4千円引き上げ5億4,127万円とするものであります。

続きまして、お手元の資料の中のNo. 2であります補正予算書をご覧いただきたいと思います。

はじめに、補正予算書の1ページになります。

議案第136号、平成19年度大仙市一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国庫補助事業費及び県補助事業費の採択や各施設の修繕費、児童手当制度の改正による乳幼児加算に伴う扶助費、後期高齢者医療制度等の電算システム関係経費などの補正が主なものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ6億2,893万6千円を追加し、補正後の予算総額を434億7,297万6千円とするものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により歳入から順にご説明申

し上げます。

9 ページをご覧ください。

歳入 12 款分担金及び負担金は、南外地域のテレビ難視聴地域解消施設整備費分担金など 321 万円の補正であります。

14 款国庫支出金は 8,326 万 9 千円の補正であります。

国庫負担金は、更正医療給付費負担金、被用者児童手当負担金、非被用者児童手当負担金など 7,167 万 3 千円の補正であります。

国庫補助金は、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金、次世代育成支援対策交付金として 1,159 万 6 千円の補正であります。

15 款県支出金は 1 億 4,367 万 8 千円の補正であります。

10 ページになります。

県負担金は、保険基盤安定負担金、更正医療給付費負担金など 4,562 万 5 千円の補正であります。

県補助金は、障害者自立支援対策臨時特例交付金、目指せ”元気の担い手”農業夢プラン応援事業費補助金など 9,748 万 7 千円の補正であります。

委託金は、ファン・イングリッシュ推進事業費委託金など 56 万 6 千円の補正であります。

18 款繰入金は、町内集落会館整備費貸付基金繰入金、協和地域の各財産区繰入金、宅地造成事業特別会計繰入金として 6,094 万 9 千円の補正であります。

19 款繰越金は、前年度繰越金として 3 億 1,277 万 7 千円の補正であります。

20 款諸収入は、12 ページになります。建物総合損害共済金、神宮寺駅舎整備事業費負担金として 1,365 万 3 千円の補正であります。

21 款市債は、南外地域のテレビ難視聴地域解消施設整備事業債、西仙北地域の統合保育園整備事業債として 1,140 万円の補正であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

2 款総務費は 1 億 3,197 万 4 千円の補正であります。

主な内容といたしまして、電子入札システム関係経費は本年 10 月から施行する秋田県電子入札システムの共同利用に係る経費として 484 万 8 千円の補正、テレビ難視聴地域解消施設整備事業費は南外地域の滝地区におけるテレビ共同受信施設の建設事業費として 1,318 万 8 千円の補正、韓国唐津郡守大仙市訪問事業費は、大曲の花火の開

催時期に合わせ一行１２名を大仙市に招待するための経費として１０９万５千円の補正、電子計算管理運営経費は平成２０年４月から開始される後期高齢者医療制度に係るシステム導入経費などとして７，２１３万円の補正、不動産鑑定評価委託料は平成２１年の評価替えに向けた不動産鑑定委託料等として２，８０４万２千円を補正するものであります。

１４ページになります。

３款民生費は２億２，４６２万２千円の補正であります。

主な内容といたしまして、児童館等の滅失に伴う町内集落会館建設費補助金は、火災により焼失した丸の内児童館につきまして、地元町内会が主体となって新たに町内会館を建設することから、市では火災保険金相当額を建設費として、また、備品につきましても一部助成するため７５０万円の補正、国民健康保険事業特別会計繰出金は特別会計の補正に伴い２，７６１万円の補正、障害福祉サービス給付費及び自立支援医療給付費は制度改正に伴うもので、それぞれ２，８００万９千円、５，３４６万円の補正、被用者児童手当及び特例給付並びに非被用者児童手当は法改正に伴うもので、それぞれ４，６７０万円、７０万円、２，０６５万円の補正、西仙北地域の統合保育園建設事業費は、施設の各種備品や通園バスの購入に係る経費として２，７４６万９千円の補正、法人立保育所補助金は大曲北保育園の乳児室拡張工事などに係る補助金として７２２万円を補正するものであります。

４款衛生費は２３５万９千円の補正であります。

内容といたしまして、簡易水道費補助金は、仙北地域の北豊後谷地小規模水道組合に対する施設整備費補助金として６６万５千円を補正するものであります。

また、特別会計の補正に伴い、簡易水道事業特別会計繰出金は１６９万４千円を補正するものであります。

１６ページになります。

６款農林水産業費は１億７４４万４千円の補正であります。

主な内容といたしまして、目指せ”元気な担い手”農業夢プラン応援事業費は、補助対象者の増加見込み分の補助金として８，４８９万２千円の補正、農薬飛散防止等緊急対策事業費補助金は、太田地域のホップ作付地への農薬飛散防止等に係る補助金として３４２万３千円の補正、畜産業費補助金は協和地域のホールクロップサイレージの利用促進協議会が国庫補助採択を受けて堆肥散布機を購入するための補助金として２６７万

4千円の補正、就業改善センター管理費は太田地域のふるさと館浴室改修経費として997万5千円を補正するものであります。

7款商工費は2,128万9千円の補正であります。

内容といたしまして、荒川鉦山跡地管理費は坑道内資料などの移設・展示に係る経費として1,093万9千円の補正、柵の湯管理費は温泉の予備ポンプの交換に係る経費として485万円の補正、大仙市第三セクター運営観光施設等整備基金積立金は第三セクターの施設整備等に要する経費に充てることを目的に基金を設置し、積立金として550万円を補正するものであります。

18ページになります。

8款土木費は3,679万9千円の補正であります。

主な内容といたしまして、土地区画整理事業特別会計繰出金は、特別会計予算の補正に伴い2,860万円を補正、神岡地区まちづくり交付金事業費の補助分は神宮寺駅舎の事務室改修工事についてJRとの協議が整い、市が施工することとなったため当該部分の工事費及びJRからの負担金について予算計上するもので、685万3千円を補正するものであります。

9款消防費は1,731万6千円の補正であります。

内容といたしましては、市内公共施設への常備設置分76台とスポーツ少年団等の屋外活動用に貸与する携帯用11台の合計87台の自動体外式除細動器(AED)を導入する事業費として1,731万6千円の補正であります。

20ページになります。

10款教育費は4,480万6千円の補正であります。

主な内容といたしましては、協和地域小学校閉校記念事業費は、協和地域の6つの小学校の閉校式及び記念事業費に係る経費として860万円の補正、協和小学校開校準備事業費は、平成20年4月から開校を予定している協和小学校の校章、校歌、校旗の作成に係る経費として201万2千円の補正、ファン・イングリッシュ推進事業費は県の委託事業として実施する英語活動等国際理解活動の推進に係る経費として40万2千円の補正、スペシャルマスター夢講座開催事業費は県の補助事業として実施する数学者秋山氏の講演会開催経費として100万円の補正、保健体育総務費補助金はスポーツ少年団大会派遣費補助金として561万4千円の補正、野球場管理費は西仙北・協和・仙北・太田の各野球場の修繕経費等として1,577万8千円を補正するものであります。

22ページになります。

11款災害復旧費は263万8千円の補正であります。

内容といたしまして、土木施設災害復旧事業費の単独分は、融雪等により被災した西仙北地域の市道災害復旧工事費として220万円の補正、農地災害復旧費補助金は市の農地等災害復旧事業補助金交付要綱に基づき、協和地域での農地法面の復旧工事費に対する補助金として43万8千円を補正するものであります。

12款公債費は3,968万9千円の補正であります。

内容としましては、長期債元金償還金については、宅地造成事業により整理し5月から分譲を開始いたしました神岡地域の下川原地区分譲地について、分譲地の売払収入があったことから、この造成事業費の財源として借り入れした県振興資金について繰上償還を行うため、3,968万9千円を補正するものであります。

続きまして、25ページをご覧ください。

議案第137号、平成19年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億7,461万2千円を追加し、補正後の予算総額を98億5,265万5千円とするものであります。

30ページになります。

歳入1款国民健康保険税は1億5,190万7千円の補正であります。

3款国庫支出金は、療養給付費負担金、老人保健拠出金負担金、財政調整交付金として1億8,100万4千円の補正であります。

4款療養給付費交付金は1億3,910万2千円の補正。

5款県支出金は、都道府県財政調整交付金として2,102万4千円の減額補正であります。

6款共同事業交付金は、保険財政共同安定化事業交付金として3,587万1千円の減額補正。

8款繰入金は、保険基盤安定繰入金として2,761万円の補正であります。

32ページになります。

9款繰越金は、前年度繰越金として3,188万4千円の補正であります。

次に、歳出2款保険給付費は、平成18年度の医療給付実績に基づき、一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費として3億7,929万7千円の補正であり

ます。

34ページになります。

3款老人保健拠出金は、拠出金額の確定により老人保健医療費拠出金及び老人保健事務費拠出金として8,621万9千円の補正であります。

4款介護納付金は、納付金額の確定により481万4千円の減額補正であります。

36ページになります。

5款共同事業拠出金は、保険財政共同安定化事業交付金の歳入補正に伴う財源の振り替えであります。

8款諸支出金は、平成18年度退職医療費の精算に伴う返戻金として1,391万円の補正であります。

続きまして、39ページになります。

議案第138号、平成19年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,000万4千円を追加し、補正後の予算総額を95億2,733万9千円とするものであります。

44ページになります。

歳入2款国庫支出金は、医療費負担金として1,140万1千円の補正。

5款繰越金は、前年度繰越金として4,860万3千円の補正。

歳出3款諸支出金は、平成18年度医療費等の精算に伴う返還金として6,000万4千円の補正であります。

続きまして、47ページをご覧ください。

議案第139号、平成19年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ6億1,750万円を追加し、補正後の予算総額を26億1,442万4千円とするものであります。

53ページになります。

歳入3款繰入金は、一般会計繰入金として2,860万円の補正。

4款市債は、大曲駅前第二地区土地区画整理事業債として5億8,890万円の補正であります。

次のページ、54ページになります。

歳出1款事業費は、平成19年第1回市議会定例会において減額補正いたしました地方道路臨時交付金事業費につきまして、今般、補償交渉などが整ったため6億

1, 750万円の補正をするものであります。

次に、57ページになります。

議案第140号、平成19年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,405万9千円を追加し、補正後の予算総額を2億6,704万2千円とするものであります。

62ページになります。

歳入1款財産収入は、神岡地域の下川原地区土地売却収入といたしまして5,405万9千円の補正であります。

歳出1款事業費は、5,405万9千円の補正であります。

内容といたしまして、下川原地区宅地分譲地の今後の販売促進に係る広告経費といたしまして171万2千円の補正、また、土地売却収入に伴い市債の繰上償還の財源として充当するため一般会計繰入金として5,234万7千円の補正であります。

次に、65ページになります。

議案第141号、平成19年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億4,548万2千円を追加し、補正後の予算総額を25億9,868万8千円とするものであります。

次に、68ページをご覧ください。

68ページは、第2表継続費についてであります。

西仙北地域の大沢郷地区簡易水道施設整備事業費につきましては、総額を22億8,608万円、期間を平成19年度から23年度までの5カ年とする継続費を設定するものであります。

続きまして、72ページをご覧ください。

歳入3款国庫支出金は、西仙北大沢郷地区の事業費の追加に伴う簡易水道等施設整備費補助金として1億6,018万8千円の補正であります。

5款繰入金は、一般会計繰入金として169万4千円の補正であります。

8款市債は、大沢郷地区の簡易水道整備事業債として2億8,360万円の補正であります。

歳出2款事業費は、継続費を設定する大沢郷地区の平成19年度の年割額に対応する工事請負費等として4億4,548万2千円の補正であります。

次に、77ページをご覧くださいと思います。

議案第１４２号、平成１９年度大仙市荒川財産区特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ１８０万７千円を追加し、補正後の予算総額を４７９万２千円とするものであります。

８２ページになります。

歳入２款繰入金は、基金繰入金として１８０万７千円の補正であります。

歳出３款諸支出金は、荒川小学校及び稲沢小学校の閉校記念事業費へ充てるための一般会計繰出金として１８０万７千円の補正であります。

続きまして、８５ページをご覧いただきたいと思います。

議案第１４３号、平成１９年度大仙市峰吉川財産区特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ８２万４千円を追加し、補正後の予算総額を３９６万９千円とするものであります。

９０ページになります。

歳入２款繰入金は、基金繰入金として８２万４千円の補正であります。

歳出４款諸支出金は、峰吉川小学校の閉校記念事業費へ充てるための一般会計繰出金として８２万４千円の補正であります。

次に、９３ページになります。

議案第１４４号、平成１９年度大仙市船岡財産区特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ９６万８千円を追加し、補正後の予算総額を３２５万３千円とするものであります。

９８ページになります。

歳入２款繰入金は、基金繰入金として９６万８千円の補正であります。

歳出３款諸支出金は、船岡小学校の閉校記念事業費へ充てるための一般会計繰出金として９６万８千円の補正であります。

次に、１０１ページをご覧いただきたいと思います。

議案第１４５号、平成１９年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ１４０万１千円を追加し、補正後の予算総額を４１９万４千円とするものであります。

１０６ページになります。

歳入２款繰入金は、基金繰入金として１４０万１千円の補正であります。

歳出３款諸支出金は、淀川小学校及び小種小学校の閉校記念事業費へ充てるための一

般会計繰出金として１４０万１千円の補正であります。

以上、各議案につきまして一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これにて本定例会に上程された議案等についての説明を終了いたしました。

○議長（橋本五郎君） お諮りいたします。議案等調査のため、６月１３日から６月１９日までの７日間、休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、６月１３日から６月１９日までの７日間、休会することに決定いたしました。

○議長（橋本五郎君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会をし、来たる６月２０日、本会議第２日を定刻に開議いたします。

大変本当に長時間ご苦勞様でございました。

午前１１時４５分 散 会